

地域福祉活動エリアの考え方

4 エリアごとの取組と連携の考え方

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしたい取組を進めます。

② 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

③ コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターエリアを設置しておりますが、介護保険制度や子育て支援の面では、コミュニティセンターエリアを圏域としつつ、中学校区ごとに設置している、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）により、高齢者、子育てをしている人等への取組を推進しています。

こうした取組の成果を一層いかすため、地様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

④ 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。

エリアごとの取組と連携

